申請手順① アカウント登録・ログイン



申請手順① アカウント登録・ログイン

	LoGoフォーム ログイン	
	- メールアドレスまたはログインID	
	ロクインIDを設定した場合メールアドレスではロクインできません 0 / 128 パスワード	
	0/16	
	パスワードをお忘れの方	
	または 外部サービスでログイン	
外部アカウントから	G Googleでログイン	
ログインも可能です	Y? Yahoo! JAPAN IDでログイン O LINEでログイン	
	LoGoフォームアカウントをお持ちでない方 新規アカウント登録	

〈LoGoフォームアカウントをお持ちの方〉 アカウントIDとパスワードを入力し、 「ログイン」を押すと申請画面に進みます。

〈LoGoフォームアカウントをお持ちでない方〉 「新規アカウント登録」を選択し、 メールアドレスを登録してください。 詳しい操作方法は下記リンクをご確認ください。 PC版は<u>こちら</u> スマホ版は<u>こちら</u>

申請手順② 申請に必要なものを準備



申請手順③注意事項の確認

🕑 入力フォーム							
1 入力1	2 入力2	3 入力3 ——————————————————————————————————	▲ 入力4	5 確定前金額	6 確認	2 电子署名	8 完了
<個人>納税証明 の納税証明とは、都税の の車検用納税証明(自動 の申請内容の審査後、発 の納付が確認でき次第、 の封筒のサイズは原則洋 のご納付いただいたデー <u><利用規約等></u> の当フォームのご利用に	各税目について、納付(納入 車税(種別割)納税証明(継 行手数料及び郵送料(以下、 証明書をマイナンバーカード 形4号(同封の証明書は3つ 夕が反映するまでに1週間程 は、必ず東京都LoGoフォーム)すべき額、納付(納入)した額 続検査等用))は電子申請できま 「手数料等」)を通知いたします の住所又は納税通知書の送付先住 折り)とさせていただきます。 度要しますので、ご注意ください 利用規約、東京都LoGoフォーム	及び未納額等を証明する書類 せん。 ので、クレジットカード又はP 所にお送りします。 。 ■人情報保護方針及びLoGoフ:	です。納税義務者の住所(所在地)、氏名 PayPayにて納付してください。 オームシステム利用規約(一般ユーザ-	(名称)、税目、年度、課税額 -) を確認し、同意する必要/	、納付額、未納額、課税事務所等を記≢ があり、これらの規約に同意できない場	成しています。
 オームをご利用になるこ <<u><申請の流れ></u> ①申請に必要な情報を入 ②マイナンバーカードに ③申請から数日後に手数 ④手数料等の納付が確認 	とができません。なお、当入 力します。 よる本人確認(電子署名)を 料等の支払い依頼メールが届 できた後、証明等を郵送いた	カフォームを利用する方は、これ 行い、申請を完了させてください きますので、クレジットカード又 します。	らの規約に同意したものとみ [」] 。 。 (はPayPayにより納付してくだ;	なします。 さい。			
<電子申請以外の手続方 都税事務所等の窓口や、	<u>法></u> 郵送でも申請することができ	±₫.					
※詳細についてはこちら	の 〇各種証明書の電子申請() ・関連リンクに記載の主利 ・ 都税証明郵送受付センタ TEL:03-3812-3246 受付時間:8時30分から	8. ァ。 こついて 税局間合せフォームよりお問合せくが アー 17時00分(土日祝日、年末年始を限	ごさい。 注きます)	注意事項をこ	ご確認の上、 〜進む」を押	してください。	
	<u><関連リンク></u> ・主税局問合せフォーム	(都税に関するご意見・ご要望入力)	フォーム)				
				→次の画面へ進む 入力内容を-	-時保存する		

申請手順④ 添付書類に関する確認





本人(請求できる人)以外の方が作成し、偽造し ▲ た委任状や添付書類等を行使した場合は、刑法 159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造 私文書等行使)の規定により罰せられますので、 必ず原本と相違ないことを確認してください。

申請手順⑤申請者情報の入力



「マイナンバーカードを結み取る」ボタンから自動入力してください。

証明の送付先必須

マイナンバーカードの住所が都税事務所へ届け出ているものと一つ以上が同一の場合:固定資産税(土地家屋・償却資産)、不動産取得税、自動車税種別割のいずれかを含む申請の場合に限り、マイナンバーカードの住所以外の納税通知書の送付先住所を選択することができます。 必須

 ○ マイナンバーカードの住所 ● マイナンバーカードの住所以外 		証明の送付先を選択します。 マイナンバーカードの住所とは	、異なる住所へ
		の送付を希望する場合は、送 番号・都道府県・市区町村・番 入してください	先宛名・郵便 地まで必ず記
住所			
郵便番号 必須	都道府県必須	▼ 市区町村 必須	
	0/8		0 / 64
番地心須		マンション・部屋番号	
		0 / 64	0 / 64

▲ 都税事務所に登録された住所(所在地)以外への送付を希望される場合は、必要書類のデータを 添付してください。 (例)住民票

申請手順⑦ 必要事項を入力

納税証明(個人)の申請画面

証明を必要とする理由 必須	申請する証明の情報 必須	7
 1 金融機関提出 2 指名参加・入札 	 ✓ 1 滞納処分を受けたことのないことの証明 □ 2 酒類製造販売の免許申請のための証明 	
 ○ 3 官公庁提出 ○ 4 保証協会提出 ○ 5 廃車・名義変更・売買 	必要枚数(滞納処分を受けたことのないことの証明) <u> 必</u> 須 1 1	
○ 6 その他	証明を必要とする理由 必須 内閣府への提出のため	証明を必要とする理由や 申請税目等、その他申請
申請税目 ※複数選択可 必須 □ 法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	● もう1件追加する	に係る必要事項を入力し てください。
□ 法人都民税	申請する証明の情報 <mark>必須</mark>	
□ 事業所税	□ 1 滞納処分を受けたことのないことの証明	
□ 個人事業税	■ 2 酒類製造販売の免許申請のための証明	
□ 固定資産税・都市計画税 (土地家屋)	必要枚数(酒類製造販売の免許申請のための証明) 必須	
□ 固定資産税(償却資産)	1	
□ 不動産取得税	証明を必要とする理由 必須	
□ 自動車税種別割	 ご 酒税法第7条第1項による免許の申請 ご 酒税法第8条第1項による免許の申請 	
	○ 酒税法第9条第1項による免許の申請	

滞納処分を受けたことのないことの証明・ 酒類製造販売の免許申請のための証明 (個人)の申請画面

申請手順(8) 必要書類の添付





・ファイルが開けない場合や画像が不明瞭の場合は、再提出をお願いする可能性があります。 ・ご利用いただける拡張子は、【Adobe PDF文書(pdf)、Microsoft Excel(xlt,xlsx,xlsm)、 Microsoft Word(docx,docm,dotx)、画像ファイル(jpg,jpeg,gif,png)、ZIP圧縮(zip)】です。 ・添付ファイル1つあたりの容量上限は10MBです。

・パスワードは解除してください。

申請手順⑨ 申請内容の確認

🗗 入力フォーム						
🕑 入力1 ———— 🕑 入	力2	────	5 確定前金額	6 確認	7 電子署名	8 完了
こちらの金額はあくまで概算のお支払い	金額になります。金額確定後、メールにてご通	「絡致します。				
確定前金額		▲ 審査の	都合上、申込時	点では一律	(99,999円)と	表示されます
発行手数料	99,999円	ー 正確な いたし	宝額については ます。	、畨宜元」的	を、以め(メー	かにてわれら
郵送料	99,999円					
確定前合計金額 (税込)	199,998円			「四三	両両へ進む」オ	た畑レフ
		←1つ前の画面に戻る	3 → 確認画面へ進む	入力内	画画へ進む」で容を確認してく	ください。
ら読みください。						
内容を審査の上、お支払い金額を確定	Eし、ご登録を頂いたメールにご連絡致しま	ます。		[]	電子署名を行う	」を押して
っ-reply@logoform.jp」からのメールカ	「届きますので、迷惑メールフォルダ等に〕	しらないようお気をつけくださ	<u>たい。</u>	< 1	ださい。	
		← 最初に戻る ← 1つ前	の画面に戻る → 電子署名を	Ō		

申請手順⑪-1 電子署名(スマートフォンで申請している場合)



申請手順⑪-1 電子署名(スマートフォンで申請している場合)



申請手順⑪-1 マイナンバー読み取り方法



申請手順⑪-2 電子署名(PCとスマートフォンで申請している場合)



申請手順⑪-2 電子署名(PCとスマートフォンで申請している場合)



スマートフォンから「マイナサイン」アプリを開くと「QRコードを読み取る」というボタン が表示されますのでタップしてください。カメラが起動しますので先ほど表示されたQRコー ドを画面の中央に収まるようにし、読み取ると次の画面に移動します。初回には、アプリより 写真へのアクセスを求められますので、許可をしてください。

申請手順10-2 電子署名(PCとスマートフォンで申請している場合)



申請手順⑪-2 マイナンバー読み取り方法

